田 尻 町 教 育 委 員 会 点 検 ・ 評 価 報 告 書 (令和3年度実施事業)

令 和 4 年 9 月 田尻町教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、教育委員会は、 自らが毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(以下「点 検・評価」という。)を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出す るとともに、公表することが義務付けられています。

また、点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

本報告書は、同法に基づき田尻町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を付して取りまとめたものです。

今後とも点検評価の結果を事業改善に役立てながら、よりよい教育の実現を目指してまいりたいと考えますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年9月

田尻町教育委員会

目 次

1	点検・評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	令和3年度田尻町教育方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	令和3年度田尻町教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	田尻町教育委員会の教育行政・教育財政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(1)教育行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2)教育財政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5		12
	教育委員会活動評価委員会委員の意見(外部評価)・・・・・・・・・・・・	12
	令和4年度 田尻町教育委員会 点検・評価票(令和3年度実施事業)	
	〇保幼小中一貫教育の推進 ~ 生涯学習	
	◆子育て支援体制の充実	
	・放課後児童健全育成事業(なかよし学級)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	・小・中学校就学援助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	◆子どもたちを健やかに育む環境づくり	
	・教職員指導力向上事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	・広域指導事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	・児童生徒指導・支援推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	◆「生きる力」を育む教育の推進	10
	・保幼小中一貫教育推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	・英語教育・国際理解教育推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	・学力向上推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	・ I C T 環境整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	・学校園介助員(支援教育支援員)配置事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	・35人学級編制事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	・体験型学習推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	・クラブ活動奨励事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	◆人権教育の充実	۷ ۱
	▼入権教育の元美 ・人権教育推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	◆教育環境の充実	40
	▼教育環境の元美 ・教育センター整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	・幼稚園経営事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		30
	・小・中学校施設・設備の充実事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	・一貫教育施設整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	・幼稚園給食事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
		34
	・安全・防災教育推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	◆地域・社会に開かれた保幼・小・中学校園所づくり	
	・教育情報の発信事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	◆生涯学習の推進	0.7
	・総合文化センター整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	社会教育推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	・社会教育団体育成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	・教育コミュニティづくり推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	・子ども・若者育成支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	・生涯学習推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	・生涯スポーツ振興事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	・KIX泉州国際マラソン事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	◆郷土の歴史文化の理解と文化財の保存・活用	
	・町史編纂・文化財保護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・	45

1 点検・評価の概要

(1) 点検・評価の目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会です。

その役割は、専門的な行政官で構成されている事務局を様々な属性を持った複数の委員による 合議により指揮監督し、中立的な意思決定を行うものとされています。

教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な 教育行政の一層の推進を図るとともに、住民への説明責任を果たし、住民に信頼される教育行政 を推進することを目的としています。

(2) 点検・評価の方法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、 教育方針・教育目標に掲げた主要な施策・事業についての事務の管理及び執行状況を点検・評価 個票により各所管課が可能な限り定量評価を実施しています。

(3) 学識経験者の知見活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項の規定に基づき、点検・評価の実施 及び報告書の作成にあたっては、評価委員として二澤隆史氏、山瀬仁彦氏より総合的な観点から ご指導・ご助言をいただきました。

【参 考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務〔前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。〕の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有 する者の知見の活用を図るものとする。

2 令和3年度田尻町教育方針

田尻町では、昨年度に令和6年度までを対象期間とした教育大綱を策定し、教育理念を『豊かな心をもち、自ら学び、考え判断する実践力を育む教育』~人と人がつながりあえるまちづくり~と定めました。田尻町教育委員会としては、これに基づき次のとおり、重点的な取り組みを進めます。

田尻町教育センターの整備により、教育委員会事務局を一つの施設に集約することにより、学校教育及び社会教育の推進並びに住民への利便性の向上を図っていきます。

学校教育では、「本町がめざす子ども像」の実現に向け、国際社会を主体的に生きる上で必要な資質や能力を培うとともに、道徳教育のさらなる充実、主体的・対話的な深い学びの実現により、豊かな心を持った児童・生徒を育成する更なる保幼小中一貫教育に取り組みます。

家庭教育、幼児教育では、一元化保育に基づいた一貫性のある保育・教育のために、保育内容や体制を工夫し、小・中学校と連携して学びの連続性を確保していきます。また、家庭での子育てが将来の人格形成に大きな役割を果たすことを認識し、子育て支援センターや関係機関と連携のもと保護者への積極的な子育て支援に取り組みます。

社会教育では、町民一人ひとりが生涯を通じて、主体的に学び、充実した人生をおくるとともに、学習の成果を活かして地域に還元できる学びあえる環境づくりに取り組みます。そして、生涯学習推進及び文化活動の拠点となる施設の整備に向け検討を進め、生涯学習活動及び幅広い文化活動の展開に努めます。

今後は、学校と保護者や地域とともに知恵を出し合い、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、 地域とともにある学校づくりに努めます。地域全体で子どもたちを育てていく『田尻ならではの教育』 を実践していきます。

これまで起こった自然災害の教訓を生かして、子どもたちが自らの命を守りぬくための、主体的な態度の育成や交通安全や不審者への対応などの実践的な態度を培うため、関係機関と連携しながら、組織的・計画的な防災教育及び安全教育の推進に努めます。

3 令和3年度田尻町教育目標

<u>「豊かな心をもち、自ら学び、考え判断する実践力を育む教育」</u>

- ◇ 保幼小中一貫教育の推進 ~ 生涯学習 ◇
- (1) 子育て支援体制の充実
 - ・子育てに関する情報提供・相談の充実・交流の促進・サービスの充実
 - 家庭支援及び家庭教育の推進
- (2) 子どもたちを健やかに育む環境づくり
 - ・保幼・小・中学校園所と家庭・地域の連携による教育環境づくり
 - ・子どもの安全の確保(見守り活動)
 - ・教職員の専門性、指導力を高める研修や研究活動の推進
 - ・早期からの切れ目ない支援体制の構築(カウンセラー等の配置)

(3)「生きる力」を育む教育の推進

- ・多様な人々との出会いや協働を通じ、繋がりや関係性を構築し「豊かな心」を育む
- ・集団づくりの中で、人と関わる力や社会性を育む教育の推進
- ・対話や議論を通じて、自分や集団の考えを広げ深めたり発展させたりできる力の育成
- ・英語教育・国際理解教育・実践力の推進
- ICTや教育センターを活用した効果的、効率的な教育保育の推進
- ・基礎基本の定着と学習習慣確立に向けた学習支援体制の推進
- ・特別支援学校や専門家と共に取り組む、特別支援教育の推進
- ・小学校35人学級編成や少人数指導、習熟度別指導等によるきめ細やかな指導の実施
- ・社会的自立や社会参画力の育成と探究的協働的な学習・体験活動・キャリア教育等の推進
- ・基本的生活習慣の確立、心身の健康の保持増進、食育の推進、スポーツライフの実現
- ・図画工作、美術、音楽を通して感性を育み、豊かな情操を培う

(4) 人権教育の充実

- ・すべての子どもが安心して自分らしさを出すことができ、個々の良さが認め合える集団づくり
- ・学校の教育活動すべてにおける道徳教育の充実
- ・実践的な態度を養う人権教育の推進
- ・いじめ未然防止対策の充実
- ・関係機関との連携を密にした教育相談機能の充実

(5) 教育環境の充実

・施設・整備の充実

(仮称) 田尻町教育センターの整備・小中学校体育館の空調整備・中学校の空調更新

- ・学校給食の安全・安心の確保、より良い運営方法の検討
- ・防災教育の充実、安全対策・危機管理体制の確立

(6)地域・社会に開かれた保幼・小・中学校園所づくり

- ・コミュニティスクールの推進
- ・家庭や地域の教育力の向上
- ・郷土を愛する心を育むふるさと教育の推進
- ・情報発信力の強化 小中学校が運営するホームページの開設

(7) 生涯学習の推進

・総合文化施設の整備検討

- 図書環境の充実
- ・各種団体との連携及び自主運営に向けた支援による活性化
- ・教育コミュニティの醸成(学校支援地域本部事業)
- ・青少年の健全育成と豊かな社会性の涵養
- ・公民館活動の活性化
- ・生涯スポーツの振興

(8)郷土の歴史文化の理解と文化財の保存・活用

- ・歴史資料の調査・研究と情報発信
- ・田尻歴史館の保存・美装化修理及び再オープンに向けた機運の醸成並びに活用の検討

4 田尻町教育委員会の教育行政・教育財政

(1)教育行政

ア 教育委員会

教育の中立と教育行政の安定性を確保し、教育・文化の振興を図るため、田尻町の教育に関する業務は、町長から独立した行政委員会である教育委員会が担っています。

田尻町教育委員会は、教育長と4人の委員で構成されています。教育長は教育行政に関する 識見を有する者のうちから、委員は教育・学術及び文化に関する識見を有する者のうちから、 それぞれ議会の同意を得て町長が任命します。任期は教育長が3年間、委員が4年間です。

イ 教育委員(令和3年度)

氏	名	職務	任	月
馬野	智俊	教育長	令和 3年 4月 1日 ~	令和 6年 3月31日
堀江	正也	教育長職務代理者	平成 23 年 10 月 1 日 ~	令和 5 年 9 月 30 日
庄司	直子	委 員	平成 12 年 11 月 10 日 ~	令和6年11月9日
濱田	智美	委 員	平成 22 年 10 月 1 日 ~	令和 4 年 9 月 30 日
濱本	愛実	委員	令和 2年10月1日 ~	令和6年9月30日

ウ 教育委員会会議

教育委員会会議は毎月開催しています。令和 3 年度は定例会議を 12 回開催し、議案 38 件、報告事項 34 件を審議承認しています。各会議の議決案件等は下記のとおりです。

第1回定例会議 令和3年4月9日開催

. —, —, —, —, —,	1.18 - 1 - 12 - C 1011E
議案第1号	田尻町地域学校協働活動推進員・統括推進員の委嘱について
報告第1号	令和2年度末・令和3年度当初 小・中学校教職員異動等について
報告第2号	令和3年度教育関係予算について (概要)
報告第3号	(仮称) 田尻町総合文化センター基本構想について
報告第4号	後援等名義使用承認「海洋センタークラブ」事業について
報告第5号	教育委員会関係行事について

第2回定例会議 令和3年5月14日開催

議案第2号	後援等名義使用承認「第52回大阪学童保育研究集会」について
議案第3号	田尻町教育センター設置条例制定の件について
議案第4号	田尻町教育センター設置条例施行規則制定の件について
議案第5号	田尻町教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正の件について
議案第6号	令和3年度 泉南郡三町教育委員会連絡協議会総会 書面開催について
報告第6号	後援等名義使用承認「チャイルドラインはらっぱ」等の開催について
報告第7号	教育委員会関係行事について

第3回定例会議 令和3年6月11日開催

議案第7号	田尻町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正の件につ
	いて
報告第8号	後援等名義使用承認「夏季 短期水泳教室」について
報告第9号	教育委員会関係行事について

第4回定例会議 令和3年7月9日開催

議案第8号	令和4年度田尻町立中学校教科用図書の採択事務について	
議案第9号	後援等名義使用承認「9月度例会開催の件『あつまれみんなの森』」に	
	ついて	
報告第 10 号	令和3年7月 教育委員会事務局職員の異動について	
報告第 11 号	教育委員会関係行事について	

第5回定例会議 令和3年8月6日開催

議案第 10 号	田尻町附属機関条例一部改正について
議案第 11 号	田尻町保幼小中一貫教育検討委員会規則の制定について
議案第 12 号	田尻町教育委員会公印規則の一部改正について
議案第 13 号	田尻町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について
議案第 14 号	田尻町教育委員会点検・評価報告書(令和2年度実施事業)について
議案第 15 号	田尻町立中学校における令和4年度使用教科用図書の採択について(社
	会 歴史的分野)
議案第 16 号	田尻町立小学校・中学校における令和4年度使用教科用図書の採択につ
	いて(中学校 社会 歴史的分野を除く)
報告第 12 号	後援等名義使用承認「第29回KIX泉州国際マラソン」について
報告第 13 号	後援等名義使用承認「第12回全国タオル筆で描く絵てがみコンクール」
	について
報告第 14 号	教育委員会関係行事について

第6回定例会議 令和3年9月17日開催

議案第 17 号	田尻町就学援助費支給規則等の一部改正について
議案第 18 号	田尻町立幼稚園条例施行規則等の一部改正について
議案第 19 号	田尻町立小学校、中学校使用条例施行規則等の一部改正について
議案第 20 号	田尻町立テニスコート条例施行規則の一部改正について
議案第 21 号	後援等名義使用承認「大阪府公立小学校算数教育研究会 第 41 回大阪府
	公立小学校算数教育研究発表泉南大会」について
報告第 15 号	後援等名義使用承認「第10回 あのねフェスティバル」について
報告第 16 号	教育委員会関係行事について

第7回定例会議 令和3年10月15日開催

議案第 22 号	後援等名義使用承認「11月度公開例会開催の件」について	
報告第 17 号	後援等名義使用承認「小学生の税に関する習字の展示及び表彰」につい	
	て	
報告第 18 号	教育委員会関係行事について	

第8回定例会議 令和3年11月12日開催

議案第 23 号	学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について
議案第 24 号	田尻町多目的グラウンド及び田尻町営プール指定管理者の選定について
議案第 25 号	田尻町の埋蔵文化財行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関す
	る協議の件について
議案第 26 号	後援等名義使用承認「保護者のための特別支援教育後援会」について
報告第 19 号	教育委員会関係行事について

第9回定例会議 令和3年12月10日開催

議案第 27 号	後援等名義使用承認「全国作文教育研究大会」について
議案第 28 号	後援等名義使用承認「共同研究事業 2021年度和歌山大学教育学部連携
	事業成果報告会」について
報告第 20 号	田尻町保育所・幼稚園の認定こども園化について
報告第 21 号	後援等名義使用承認「第45回泉南人研研究集会」について
報告第 22 号	後援等名義使用承認「ヘアドネーション」について
報告第 23 号	教育委員会関係行事について
報告第 24 号	後援等名義使用承認「硬式テニス教室」について

第10回定例会議 令和4年1月14日開催

議案第 29 号	後援名義使用承認「講演会『7ヵ国語で話そう』〜英語も多言語も話せ
	るようになった話~」について
報告第 25 号	後援等名義使用承認「育てあい育ちあい講演会 つながりはぬくもり
	17」について
報告第 26 号	後援等名義使用承認「たじりワイワイフェスタ 2022」について
報告第 27 号	教育委員会関係行事について
報告第 28 号	後援名義使用承認「第36回泉州地区柔道大会」について

第11回定例会議 令和4年2月4日開催

議案第 30 号	田尻町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定の件について
議案第 31 号	田尻町いじめ防止基本方針の策定について
議案第 32 号	田尻町立認定こども園条例制定の件について
議案第 33 号	田尻町附属機関条例の一部改正について
議案第 34 号	田尻町生涯学習推進計画委員会規則の制定について
議案第 35 号	田尻歴史館指定管理者の選定について
報告第 29 号	後援等名義使用承認「5月度例会開催の件(第13回わんぱく相撲泉佐野
	大会熊取場所)」について
報告第 30 号	教育委員会関係行事について

第12回定例会議 令和4年3月11日開催

議案第 36 号	「令和4年度田尻町教育方針」及び「令和4年度田尻町教育目標」につ
	いて
議案第 37 号	田尻町社会教育委員の推薦について
議案第 38 号	田尻町スポーツ推進委員の推薦について
報告第 31 号	(仮称) 田尻町総合文化センター基本計画 (案) について
報告第 32 号	後援等名義使用承認「中学校・高等学校進学説明会」について
報告第 33 号	後援等名義使用承認「『海洋センタークラブ』事業」について
報告第 34 号	教育委員会関係行事について

エ 教育委員の活動状況

〇研修等

研修等については、例年、泉南郡三町教育委員会連絡協議会、大阪府町村教育委員会連絡協議会、泉南地区教育委員会連絡協議会等の定期総会や研修会、行政視察を実施していますが、令和3年度については、大阪府町村教育委員会連絡協議会をオンラインにて一度実施したのみで、令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施しませんでした。

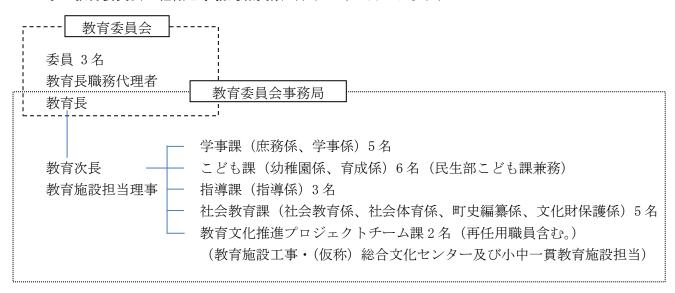
○教育委員の学校等施設訪問及び校長園長所長事務局との意見交換会

例年、教育委員が教育行政の充実に資するため、学校の現状や教職員の考え等を把握することを目的に保育所長、幼稚園長、小学校長、中学校長との意見交換を実施していますが、令和3年度については、令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施しませんでした。

〇教育委員関係行事等への参加

例年、教育委員が教育委員会各課の所管する行事等に参加していますが、令和3年度については、令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加を取りやめました。

オ 教育委員会の組織と事務局職員数 (令和3年4月1日現在)



(2)教育財政

ア 教育費の推移

下表は、平成 29 年度の決算額を基準の指数とした過去 4 年間の決算額を各項目別に比較しています。

(単位:千円)

									(+12.	1 1 1/
	平成29年度	指数	平成30年度	指数	令和元年度	指数	令和2年度	指数	令和3年度	指数
教育費総額(A)	662,297	100	550,750	83	565,074	85	712,432	108	1,210,418	183
教育総務費	203,056	100	118,602	58	137,695	68	167,166	82	475,883	234
小学校費	82,204	100	59,500	72	58,509	71	109,871	134	116,257	141
中学校費	126,683	100	115,419	91	31,550	25	57,962	46	114,575	90
幼稚園費	52,210	100	65,051	125	81,414	156	75,721	145	66,409	127
学校給食費	75,339	100	77,071	102	72,201	96	75,291	100	78,936	105
社会教育費	111,801	100	105,653	95	163,920	147	212,962	190	332,807	298
保健体育費	11,004	100	9,454	86	19,785	180	13,459	122	25,551	232
一般会計歳出(B)	10,050,616	100	5,510,520	55	5,441,562	54	5,774,700	57	6,100,584	61
A/B	6.6%		10.0%		10.4%		12.3%		19.8%	

イ 教育施設

(※在籍園児・児童・生徒数は、令和3年5月1日現在)

■田尻町立幼稚園

・所在地 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 432 番地 1

• 敷地面積 3,721 ㎡

・構造・建築年 鉄筋コンクリート造2階建(平成15年築)

・在籍園児数 3歳児2学級(19人)、4歳児2学級(15人)、5歳児2学級(20人)※保育所児との混合編成

■田尻町立小学校

• 所在地 大阪府泉南郡田尻町吉見690番地

8, 599 m² • 敷地面積

・構造・建築年 旧 館:鉄筋コンクリート造3階建(昭和35年築)

新 館:鉄筋コンクリート造3階建(昭和50年築)

管理棟・体育館:鉄筋コンクリート造3階建(昭和61年築)

給食室:鉄骨造平屋建(昭和50年築)

1年生3学級(77人)、2年生2学級(63人)、3年生2学級(67人) • 在籍児童数

4年生3学級(76人)、5年生3学級(88人)、6年生3学級(80人)

支援 6 学級(25 人·内数)

■田尻町立中学校

• 所在地 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 412 番地 1

• 敷地面積 8, 351 m²

・構造・建築年 旧 館:鉄筋コンクリート造3階建(昭和38年築)

新 館:鉄筋コンクリート造3階建(昭和52年築) 体育館:鉄筋コンクリート造2階建(昭和44年築)

給食室:鉄骨造平屋建(昭和50年築)

• 在籍生徒数 1年生3学級(82人)、2年生3学級(93人)、3年生3学級(98人)

支援 2学級(9人・内数)

■田尻町立公民館

• 所在地 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 1120 番地 2

• 敷地面積 2,869 m²

・構造・建築年 鉄筋コンクリート造3階建(昭和57年築)

■田尻歴史館(愛らんどハウス、大阪府指定有形文化財、近代化産業遺産)

• 所在地 大阪府泉南郡田尻町吉見 1101 番地 1

3,864 m² (借地 628 m²含む) • 敷地面積

洋館:煉瓦造2階建(大正11年築) 構造・建築年

> 和 館:木造2階建寄棟造(大正11年築) 茶 室:木造2階建寄棟造(建築年不詳)

北 蔵:木造平屋建(建築年不詳)

中 蔵:土蔵造2階建(大正11年築) 南 蔵: 土蔵造2階建(大正11年築)

※令和4年7月28日よりリニューアルオープン

■田尻町多目的グラウンド(潮風グラウンド、シーサイドドーム)

• 所在地 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地5

・敷地面積 14, 048 m²

・構造・建築年 屋外グラウンド:ナイター照明付野球場(平成10年竣工)

屋内グラウンド:ドーム型膜構造鉄筋コンクリート造(平成10年築)

■田尻町立尾張池スポーツ公園・第1テニスコート

・所在地 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 134 番地 1

・敷地面積 18,869 m² (一部共有地)

・構造・建築年 尾張池スポーツ公園 (昭和 58 年竣工) テニスコート 1 面 (昭和 60 年竣工)

■田尻町営プール

·所在地 大阪府泉南郡田尻町吉見 713 番地 2

• 敷地面積 1,713 m²

・構造・建築年 25mプール 1、こども用円形プール 1 (昭和 41 年竣工)

管理棟:鉄筋コンクリート造平屋建(昭和41年築)

■田尻町駅上広場(田尻町立中学校総合運動場を廃止 平成23年3月31日)

・所在地 大阪府泉南郡田尻町吉見 425 番地 1

• 敷地面積 8,096.65 ㎡

5 点検・評価

令和3年度の教育委員会事務局各課の懸案事項など主要な施策・事業を教育方針・教育目標に掲げた体系を基に抽出し整理しました。

また、事業実施担当課において、点検・評価票を用い、施策・事業の目的に対して可能な限り定量評価を行いました。

○教育委員会活動評価委員会委員の意見(外部評価)

令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症が教育行政において大きな影響をもたらした 一年となった。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施できなかった事業があることはや むを得ない。したがって、いくつかの当該事業の点検結果が「C:目標を下回った」となることは 致し方ない。令和4年度以降の事業実施においては、各事業についての方向性を個別に検討し、進 めていくこと。

子育て支援体制の充実

放課後児童健全育成事業(なかよし学級)の実施にあっては、指定管理者と連絡調整等の連携を密にするなど、適切な指導のもと進めていくことが大切である。

就学援助については、他の市町村にはない独自の援助も設けられており、評価できる。

子どもたちを健やかに育む環境づくり

児童・生徒の様々な悩みに対し、個々の状況に応じた指導・支援を行っていることは評価する。今後も、カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置など、児童・生徒が安心して学校生活を送り、充実した内容の教育が受けることができるよう、引き続き指導・支援体制の充実に努めること。また、コロナ禍のような異例な状況の中、児童・生徒のみならず、教職員のメンタルサポートについての取り組みも継続的に行うこと。

「生きる力」を育む教育の推進

本町がめざす子ども像の実現に向けて、15年間の学びをつなぐカリキュラムを基に「保幼小中一貫教育」を推進していくため、先進事例を研究するなど、今後も協議・検討を活性化させることが重要である。その過程として、保護者や地域住民等から広く意見を求めながら進めることが肝要であり、地域づくりの核となる教育をめざすという目標が具体的に伝わるよう、住民への情報発信に努めること。

英語教育・国際理解教育の推進については、地域の資源及び人材を活用することにより、地域との交流に繋げることが重要である。

学力向上推進については、ICT機器の活用や町独自の標準学力調査テストを実施し、児童の学びや成長を把握するとともに、課題分析を行い指導に活かす取り組みにより、確実に学力の向上に表れていることは非常に評価できる。

学校園介助員(支援教育支援員)の配置については、支援が必要な児童・生徒に対し適切に 配置されており、人(子ども)への投資として継続していくことが重要である。

キャリア教育の視点からも、各種体験活動は重要である。現在取り組んでいる SDG s の学習 と併せ、「勤労」「ボランティア」についても考えさせる機会を多く展開していくことも重要で

ある。

中学校全生徒の9割以上が何らかのクラブ活動に参加しているのは、非常に素晴らしいことである。なお、クラブ活動への外部指導者の活用等、部活動の地域への移行等について、本町においてどのような方法が適しているかをしっかり見極め、検討を進めていくこと。

人権教育の充実

人権教育は、人権侵害に対する正しい認識と判断力を身につけた人間の育成のため、全教育活動を通じて実施することが重要であり、社会的な問題となっているネット通信等におけるいじめ・差別等の問題に対しても、学校全体として常に意識を高めていくことにより適切な対応ができるよう、その充実に努めること。

教育環境の充実

教育センターを積極的に活用することにより、地域との交流や学力向上を図っていくこと。 また、教育センターの活用状況について対外的にアピールすること。

魅力ある幼稚園づくりを進めるため、保育所との一体運営のメリットを活かし、多様化する ニーズに対応すること。また、今後も幼児の心身共に健やかな成長を促すため、幼児教育の内 容をさらに充実させるとともに、教職員の資質向上を図ることが重要である。

保幼小中一貫教育検討委員会からの答申を受けた一貫教育施設の現地建替えについては、保 幼小中一貫教育の観点から、エンゼルを含め一体的に議論することが重要であり、慎重に検討 を進めていくこと。

給食費の無償化は、医療費助成等も含め、感謝の声をよく耳にし、町の子育て支援充実への 取り組みとして評価できる。今後も、食中毒の防止・アレルギー対応等、安全面に配慮しつつ、 食育推進を図っていくこと。

学校における安全・防災教育の推進においては、自然災害などの災害安全や交通安全並びに 日常生活で起こりうる生活安全に係る安全教育の3領域について、学習指導要領等を踏まえ学 校教育活動全体を通じて実施すること。また併せて、安全管理・組織活動として、緊急時はも とより、平常時の学校生活においても、学校保健安全法に基づいた対人安全管理や学校環境に おける対物管理など、様々な危険を予見・発見し適宜、応急手当や安全措置ができるよう組織 的に取り組む体制を確立すること。

地域・社会に開かれた保幼・小・中学校園所づくり

教育情報の発信事業については、保幼小中のホームページを1つにまとめ、情報発信を行うなど、「地域・社会に開かれた保幼・小・中学校園所づくり」を目指そうとする姿勢が伺える。 今後もホームページの更新や広報誌への掲載など、積極的に情報発信を図ることを期待する。

生涯学習の推進

(仮称) 田尻町総合文化センターの整備について、住民ワークショップ、利用団体ヒアリングを通じてニーズ把握を行った結果策定された基本計画に従い、生涯学習環境の拠点であることは当然のことながら、本町の指定避難場所としての機能を併せ持つ施設となるよう、基本設計及び実施設計の策定に努めること。

多くの団体においても地域の教育力の活性化の課題がある中、現状維持にとどまらず前向き に取り組んでいこうとする姿勢は評価できる。

郷土の歴史文化の理解と文化財の保存・活用

平成28年度より長期休館となっている歴史館においては、同館を管理運営する指定管理者の選定を行うなど、令和4年7月のリニューアルオープンを見据えた取り組みを行っているが、再オープン後の活用と普及啓発に努めること。

また、町史編纂・文化財調査により収蔵した歴史資料について、生涯学習や学校教育への有効活用することに努め、郷土学習による郷土愛の育成等、広く文化財の活用を通して文化の醸成を図ること。

結びに.

「田尻版 保幼小中一貫教育」の確立を目指すとともに、生涯学習社会(地域)の実現のため、 更なる教育行政の充実を期待するものである。